公　示　送　達　書

日税第3069号

令和８年10月21日

日田市長　椋野　美智子　印

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

次の書類は、当市税務課に保管してありますから来所の上、これを受領してください。

なお、地方税法第20条の２第３項の規定により、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類	備考
ＳＯＲＩＮＯ　ＡＰＲＩＬ　ＧＲＡＣＥ　ＣＡＳＡＢＵＥＮＡ	地方税法第17条の２に規定する書類	

公示期間
R8年10月21日より
R8年10月28日まで
日田市